

## 定期大会の報告

6月2日(土)、第47回安房支部定期大会を開催しました。一般経過報告や運動方針に対して、貴重なご意見・ご質問をいただき、ありがとうございました。お忙しい中、出席してくださった代議員の先生方、お疲れさまでした。また、執行委員の先生方には前日準備からお手伝いいただきました。ありがとうございました。



支部長の音頭で「団結ガンバロー!!」



開催の陰に執行委員の先生方のご協力がありました。



活発な質問、ありがとうございました。

### ～主な質問と回答～

#### ○看護休暇について

要看護者一人につき、年180日から3年に延長されました。今年度に限り、180日間は共済組合と互助会から給料月額50%が支払われます。しかし、来年度はどうなるか分からない状況です。また、「短期看護休暇」は、年間5日間とれます。これは特別休暇ですので有給休暇です。

#### ○福利厚生事業拡大について

教員免許更新講習申請者に対して3000円の補助金を支給することが決定されました。既に講習を終えた方でも、申請をされれば支給されます。申請の方法については今後検討し、決定次第ご報告いたします。

#### ○市町単位の組織化について

国会の審議には至っていませんが、国家公務員制度改革関連四法案が閣議決定され、われわれ公務員の賃金や労働条件についても、労使交渉により決定される制度「労働協約締結権」の付与が検討されています。この制度が整うと、身近なところでは、市町ごとに行っている要望の会が、正式な交渉の場となり、労働環境等について「お願い」ではなく「交渉」ができるようになります。しかし、そのためには市町ごとに組合組織をもっていることが必要となります。(例えば鋸南町の教育予算に対して交渉するのが他市の組合員ではおかしいですね。)しかし、安房支部としての組織も残るので、交渉の内容や方法についてはもちろんサポートし、あくまで交渉するのは各市町の組合で行うということになります。その組織検討委員会を立ち上げて、今年度検討していきます。

# ～分会訪問始まる～

6月より、分会訪問が始まりました。南三原小分会・富浦小分会・三芳中分会を先頭に、順次訪問させていただきます。6月開催の分会には先日、FAXにてご連絡いたしました。

なるべく第一希望を優先させたいのですが、総務の動員や会議、行事等で第二希望、第三希望になってしまう分会もあるかもしれません。

また、担当総務を決める都合上、来月の予定については総務会を行った後に各分会にご連絡させていただきます。

分会訪問は、先生方の生の声を聞かせていただき、支部や千教組に伝えたり、市町や県への要望等に生かしたりしていくことが大きな目的の一つです。

お忙しい中、申し訳ありませんが、ご協力をよろしくお願い致します。



## 波・へえ～クイズ

組合に関わるいろいろなことをクイズにしてみたいと思います。

第1弾は、組合が獲得した権利についてです。



～問題～

以下の中で組合が獲得していない権利はどれでしょう？（正解は1つだけです！）

- |               |                    |          |           |
|---------------|--------------------|----------|-----------|
| ①短期看護休暇       | ②地域手当県内一律7%        | ③忌引休暇    | ④リフレッシュ休暇 |
| ⑤子育て休暇（PTA活動） | ⑥子育て休暇（入学説明会・予防接種） |          |           |
| ⑦看護休暇（3年間）    | ⑧男性職員の育児参加休暇       | ⑨療養休暇    | ⑩ドナー休暇    |
| ⑪ボランティア休暇     | ⑫結婚休暇              | ⑬「つわり」休暇 | ⑭生理休暇     |
| ⑮年次休暇（年20日）   |                    |          |           |

答えはわかりましたか？ 正解は安房支部ホームページに掲載します。正解発表は6月11日です。<http://www.ctu-awa.com> または、「千教組安房支部」「CTU-AWA」で検索してください。